

山梨県公報

第三十五号

令和元年

九月十二日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定(三件)……………	二五三
○道路の供用開始(三件)……………	二五四
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………	二五四
○一般競争入札について(二件)……………	二五五
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………	二五八
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………	二五八
○山梨県道路公社が管理する有料道路の料金の額の変更……………	二七〇

告示

山梨県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 上野原市大野字志らん田四五八九・字木原四三〇七(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、大野字志らん田四五八七、字木原四三〇六
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字志らん田四五八七、字木原四三〇七
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町大和字黒金鉢一九六六地先・二二七〇の二地先・二二七一地先・二二七三の一地先・二二七三の二地先・二二七五地先(以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、字古宿二二六七、字黒金鉢二二七二、二二七三の一、二二七三の二、二二七四から二二七七まで、二二八一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 北都留郡小菅村字奥之茅六三八、六三九の一、字栗山六四〇の

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗山六四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥之茅六三八、六三九の
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字鳥居三〇〇九番一地从先から甲州市塩山竹森字橋爪二九六四番二地先まで	二四八・二二	令和元年九月十九日

山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字橋爪二九六〇番一地从先から甲州市塩山竹森字橋爪二八三九番一地先まで	一五四・六	令和元年九月十九日

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和元年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字小俣川三番一地从先から大月市七保町瀬戸字小俣川一七番一地先まで	八五・〇	令和元年九月十二日

山梨県告示第九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 1 指定の年月日 令和元年九月三日
- 2 指定道路の位置 甲斐市中下条字三味堂九百五十三番二
- 3 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 4 指定道路の延長 二十二・三メートル

山梨県告示第九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年九月六日
- 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字角原千三百三十四番四
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十・八メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 小型マシンングセンタ三軸制御仕様
 - (二) 数量 三式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和二年三月三十一日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな

いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ、別により知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別により知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「機械・鋼材」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和元年九月二十日（金）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日を除く。）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和元年九月十九日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法

- (一) この公告の日の翌日から令和元年九月十九日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。
- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和元年九月十七日(火)午後五時までに六(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和元年十月二十三日(水)午前十一時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
 - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 六 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約締結日 入札の日から七日以内
 - 5 違約金の有無 有

- 6 最低制限価格の有無 無
 - 7 前払金の有無 無
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二三三―二三九五)
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Compact machining center 3-axis control specification (3 sets)
 - 2 Date and time for tender: 11:00AM October 23, 2019
 - 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395
- 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 令和元年九月十二日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 小型マシンニングセンタ五軸制御仕様
 - (二) 数量 二式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和二年三月三十一日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
 - 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参

加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ、別記事項が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「機械・鋼材」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和元年九月二十日(金)まで(山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和元年九月二十日(金)まで(山梨県の休日)と定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話)〇五五―二二三―一三九五

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和元年九月十九日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和元年九月十九日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和元年九月十七日(火)午後五時までに六8(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年十月二十三日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第八八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三―一九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Compact machining

center 5-axis control specification (2 sets)

2 Date and time for tender: 2:00 PM October 23, 2019

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人田中佑幸の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和元年九月十二日

山梨県監査委員	小島徹
同	小泉久司
同	山田一功
同	桜本広樹

補助する者の氏名

補助する者の住所

補助できる期間

松原 創	東京都墨田区八広三丁目四番一四号	令和元年九月十二日～令和二年三月三十一日
------	------------------	----------------------

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年九月十二日

山梨県監査委員	小島徹
同	小泉久司
同	山田一功
同	桜本広樹

- 1 監査対象事項
観光部が所管する事務事業の執行及び管理について
- 2 監査の結果に関する報告の公表
平成 31 年 4 月 26 日付け山梨県公報号外第 27 号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
1 経営経費（観光企画課） 購読新聞紙の見直し（意見） 購読する新聞紙の選定及び数を見直すことを望む。	令和元年度から、1紙の購読を取りやめることとした。
2 臨時職員等経費 育児休業代替職員の採用又は任用更新に関する臨時職員取扱要綱の整備（指摘事項） 育児休業代替職員として採用した臨時職員の再任用について、臨時職員取扱要綱第4条のただし書に該当するとしていないが、ただし書には該当しないため、育児休業代替職員に関する任用期間等について臨時職員取扱要綱を改正する必要がある。	平成30年度に臨時職員取扱要綱を改正し、平成31年4月1日から施行している。
3 観光推進会議推進事業費 講師報酬の支給根拠の明確化（指摘事項） 委員の報酬（謝金）について、観光推進会議設置要綱に支給根拠規定と支給基準規定を設けるべきである。	令和元年度に、観光推進会議設置要綱に委員報酬の支給根拠規定及び支給基準を設けることとした。
4 おもてなし推進週間事業費 （1）実行委員会の在り方の見直し（意見）	

開催案の決定過程や委員の大会出席状況を見ると、おもてなしのやまなし県民大会に関する委員の関与が少ない。実行委員会を設置するならば、周知活動や参加者募集など大会の運営に関し各実行委員に協力してもらうよう働きかけることを望む。	平成30年度から、実行委員に対し、各委員が所属する団体等を通じた周知活動や参加者募集について協力を依頼しており、令和元年度以降も引き続き、協力を働きかけていく。
(2) 参加人数等の把握（意見） 県民大会の参加人数を把握せず、参加人数に関する検証や評価が一切行われていないことは問題である。当日参加人数を把握し、計画人数との差異について検証を行い、次回以降の参加者増加のための施策に反映させることを望む。	平成30年度から、受付名簿により正確な参加者数の把握に努めている。また、参加者からのアンケート結果を参考にしながら、多くの参加者に集まってもらえるよう、実施内容を検討することとした。
5 地域連携DMO事業費 補助金交付先への指導、監督（意見） 県は、国が要求するKPI指標の管理及びPDCAサイクルの実践を補助金交付先が適切に行っているか確認するとともに、補助金対象事業がより有効なものとなるよう補助金交付先を指導監督することを望む。	随時、国が要求するKPI指標の管理やPDCAサイクルの実践について確認することとした。
6 おもてなし人材活用事業費（やまなし観光カレッジ） （1）事業の実施内容や実施方法の見直し（意見） 本事業は毎年度実施されているが、観光行政に生かされた事例に乏しく、何らかの見直しが必要である。レポートの課題について学生がより書きやすい課題設定の検討や実施事業の見直しを行い、具体的な成果が得られるよう改善することを望む。	令和元年度から、各大学への聞き取り等を行い、事業継続及び実施内容、レポート課題について検討することとした。また、レポートは観光団体と共有するなど活用を図ることとした。

<p>(2) 大学間相互連携の強化 (意見)</p> <p>学生の学ぶ機会と交流機会の提供の観点から、本事業により行われる全ての講座について単位相互事業の対象となるよう、大学コンソーシアムやまなし及び各参加大学に対し、県から働きかけをすることを望む。</p>	<p>令和元年度から、「単位互換事業」となっていない大学に対しても、大学コンソーシアムやまなしを通じて、単位相互事業の対象となるよう理解を求めていくこととした。</p>
<p>7 おもてなし推進事業費</p> <p>(1) 缶バッチの出納簿の改善 (意見)</p> <p>県担当者が作成している缶バッチの管理表は、月ごとの払出数量が把握できず払出時の受領者による受入確認もされていない。より厳密な管理ができるよう消耗品受入簿に準じた形式での管理になるよう現状の管理表の改善を望む。</p> <p>(2) 他施設に払い出された缶バッチの管理 (意見)</p> <p>他施設に払い出された缶バッチについてその後の状況把握がされていない。一定の期日を設け残りの数量の報告を提出させるといった払出後の管理を行うことを望む。</p>	<p>令和元年度の啓発用品受払より、消耗品受払簿に準じた形式の管理表に改めることとした。</p> <p>令和元年度から、払い出した啓発品について、使用状況の報告を求めよう改めることとした。</p>
<p>8 観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金</p> <p>(1) 実績報告書の提出日の明示 (指摘事項)</p> <p>実績報告書が交付要綱で定める期限を過ぎて提出されている事業がある。なお、補助事業完了日を事業実施日とする一般解釈を適用しない場合は、いつを補助事業の完了日とするか補助金</p>	<p>平成30年度から、補助事業完了日を事業実施日とする一般解釈を適用し、1ヶ月以内に実績報告書の提出を求めている。</p>
<p>の実施要綱や仕様書等で予め明示する必要がある。</p> <p>(2) 補助事業者に対する指導 (意見)</p> <p>源泉徴収が必要な支払いで、源泉徴収を行っていない団体が、補助先に散見される。県は、補助事業者に対し源泉徴収義務を説明し、補助事業者が適正な事業の執行ができるよう監督指導することを望む。</p>	<p>本事業は平成30年度で終了したため、今後同様の事業を実施する際には、補助事業者に対して、講師謝礼等に対する源泉徴収を行うよう説明していくこととする。</p>
<p>9 非常勤嘱託報酬</p> <p>労働基準法を遵守した給与支払いの徹底 (指摘事項)</p> <p>給与の支払いは、労働基準法に定める月一払いを遵守する必要がある。給与振込ができない場合等においても、翌月にまとめて支払うのではなく、現金払いなど他の方法により労働基準法を遵守する必要がある。</p>	<p>令和元年度から、給与振込口座の確認ができない等、やむを得ない事情により月内に給与振込ができない場合等においても、労働基準法を遵守し、現金で支払うこととした。</p>
<p>10 「やまなしサポーターズ倶楽部」開催費</p> <p>(1) 単独随意契約の妥当性の根拠の明確化 (指摘事項)</p> <p>単独随意契約は例外的に認められるものであるから、過年度の実績を理由とするなら当該実績が経済的合理性を有することを具体的に説明する資料、あるいは契約当時の資料を継続して保管するべきである。</p> <p>(2) プロポーザル審査の透明化 (意見)</p> <p>審査員による審査の過程がより明確となるよう審査表の自由記載、特記事項等を工夫したり、議事録を作成した</p>	<p>令和元年度から、契約に当たっては、経済的合理性を具体的に説明できるよう資料の整備等を進めていくこととした。</p> <p>平成30年度から、審査表に自由記載欄を設けるなど、審査過程が明確になるよう改善している。</p>

<p>りするなど審査方法を見直すことを望む。</p> <p>(3) 発送業務委託の単価等の記載方法の改善 (意見)</p> <p>委託業者からの運賃請求明細に記載された単価と、県から提出された予算編成時の県の単価に整合性がなく、単価・発送数が一致しないことは問題がある。記載方法の改善を望む。</p> <p>11 「食」のやまなし情報発信事業費 具体的な仕様書の作成 (指摘事項)</p> <p>本事業の委託仕様書は委託内容の具体性に欠ける。委託する業務内容が可能な限り具体化して契約書と一体になる仕様書に盛り込むよう改善するべきである。</p> <p>12 富士の国やまなし観光PR強化事業費 (1) 成果目標の設定 (意見)</p> <p>キャンペーンを使用したPR事業は、その性質上、費用対効果の検証を行ういづらいが、事業の経済合理性を検討するため定量的な目標等を設定することを望む。</p> <p>(2) ライセンス契約のさらなる活用 (意見)</p> <p>契約で利用目的、範囲に制限はないので、事業を継続するなら、ハローキティと山梨県とを結びつけるイメージをより定着させるべく、ライセンスを活用する企画をより多く打ち上げることを望む。</p>	<p>以前から、委託業者に明細の提出を求めており、システム上の問題で提出できないとのことだが、今回改めて単価・発送数の記載を求めており、委託業者で検討が行われている。</p> <p>平成30年度から、仕様書の業務内容を更に具体的に記載するなど改善している。</p> <p>令和元年度に、他の自治体の例等を詳細に調査する中で定量的な目標設定について検討することとした。</p> <p>令和元年度から、県内及び市町村に対し、キャンペーン利用を積極的に働きかけるとともに、効果的な利用方法の紹介などを行い、ライセンス契約のさらなる活用を図ることとした。</p>
<p>13 やまなし観光物産情報発信事業費、やまなしのライオンと食魅力発信事業費 (1) 再委託料支払の見直し (指摘事項)</p> <p>アンテナショップ運営の再委託の承認に際して経済合理性を十分に審査し、かつ、再委託内容に従った実績を要求するとともに、仮に当初予定と異なる実績になった場合はその理由を説明させるべきである。</p> <p>(2) 収支明細の取得 (指摘事項)</p> <p>県は、アンテナショップの運営を第三者に委託または再委託する以上、その経営状態を把握することが必要であることから、収支状況が分かる資料の提供を求めるべきである。</p> <p>(3) 契約上の義務履行の確認 (意見)</p> <p>委託業者が保険に加入すべきことは契約上の義務として明確に定められており、県はその履行状況を確認することを望む。</p> <p>14 ツアー造成促進事業費 (1) 機構による費用負担の明確化 (意見)</p> <p>県が機構と共催で行う事業で、機構が費用負担する裏付けや法的安定性に欠けている。契約等は県と機構が連名で行う、機構と費用負担に関する合意を書面で取り交わす等の対応を望む。</p> <p>(2) 情報資料の活用 (意見)</p> <p>観光説明会において電子化した観光資料をUSBメモリに記録して旅行業</p>	<p>再委託にあたり、再委託内容については、アンテナショップを巡る環境等を踏まえ、常に見直しを行うよう委託先に求めるとともに、令和元年度から、再委託の実績について報告を求めることとした。</p> <p>平成30年度から、委託先と再委託先の業務委託契約書では、収支状況の報告を求める内容に変更されている。</p> <p>平成30年度から、履行状況を確認することとしている。</p> <p>平成31年2月開催分から、県と機構の連名で会場の申し込みを行い、費用負担についてもその申込書に明記することとしている。</p> <p>USBメモリには、旅行業者の要望の多い観光画像等を入れて提供している</p>

<p>者等に配布しているが、USBメモリのより有効な活用を望む。</p> <p>15 やまなし観光推進機構事業費補助金 (1)補助金と委託料の区分の明確化(指 摘事項) 補助金対象事業「インターネット情報発信事業」には富士の国やまなし観光ネットによる情報発信、維持管理が含まれ富士の国やまなし観光ネットにおける情報発信事業委託契約書にも観光ネットの管理運用が記載されている。委託内容を実態に則した内容に見直すべきである。</p> <p>(2)補助金対象事業の明確化(指摘事項) 映像産業誘致推進事業は補助金対象事業の別表に記載されているが、予算要求、支払いなどが区別してなされているため、区別が必要なら独立した補助金交付要綱を作成すべきである。</p> <p>(3)「国際テーマ地区負担金」の記載誤り(指摘事項) 「国際テーマ地区負担金」は、補助の対象でないにもかかわらず、執行計画書に財源として補助金977千円が記載され、年間を通じて間違いがチェックされなかった。補助金を交付する側としてこのような杜撰なチェックをするべきではない。</p> <p>(4) (公社) 日本観光振興協会拠出金の</p>	<p>が、令和元年度から、ツアー造成に役立つ観光情報やデータを更に充実させることで、USBメモリを有効に活用することとした。</p> <p>令和元年度から、契約書を委託内容の実態に則した表記に見直し、補助事業と委託内容の違いを明確にした。</p> <p>予算が独立した事業となっているため、令和2年度に向けて、映像産業誘致推進事業費補助金交付要綱を新規に作成するか、予算を統合するか検討することとした。</p> <p>適正な補助金交付事務を行うため、令和元年度にチェックリストの作成を検討することとした。</p>
<p>見直し(指摘事項) 補助金対象事業の公益社団法人日本観光振興協会拠出金は、機構の行う事業に対する交付ではない。県から同協会に対して直接支払うことを検討すべきである。</p> <p>(5) 観光戦略推進事業に対する補助金の取扱いの見直し(指摘事項) 補助金の用途を、補助金交付決定後に県と機構で協議して決定していた。補助金交付は明確な目的のある事業に対してなされるべきであり、補助金交付の厳格な審査手続きをするべきである。</p> <p>(6) 補助金交付申請時の添付資料の見直し(意見) 補助金交付申請書にはそれぞれの事業ごとに具体的な事業費の内訳、積算根拠を記載させることが望まれる。特に、「観光戦略推進事業」は申請時に具体的な事業が決定されていない。</p> <p>(7) 成果指標の設定(意見) 県及び機構は、補助金対象事業のすべてについて成果指標を設定していない。事業の結果を検証するために成果指標の設定は必要であると考える。</p> <p>16 SNSを活用した海外向け情報発信事業費 事業目的の見直し(指摘事項) 目的である外国人観光客の誘客促進に繋がる効果が薄い。その効果の把握方法を改めるほか、事業目的を政策効果に見</p>	<p>令和2年度に向けて、公益社団法人日本観光振興協会拠出金は、県から当該協会へ直接支出する手続きに変更を検討することとした。</p> <p>観光戦略推進事業の補助金については、令和元年度から、個々の事業について機構と事前に協議を行ったうえで交付決定を行うなど、審査手続きを厳格にした。</p> <p>令和元年度の補助金交付申請に当たって、機構に対して補助金交付申請を行う際に、事業費の内訳等を明らかにするよう指導を行った。</p> <p>令和元年度に、成果指標の設定を検討することとした。</p> <p>令和元年度実施事業から、事業目的を「留学生等を情報発信源として育成し、SNSを活用した海外への情報発信力を</p>

<p>合ったものに見直すべきである。</p>	<p>高めていくこと」に見直した。</p>	<p>契約書に明記するべきである。</p>	
<p>17 日本観光振興協会負担金 支払いの妥当性の検証 (意見) 県は、協会から請求される会費をただ請求どおりに支払うのではなく、他道府県の状態も含めて広く情報収集し、継続的に支払いの妥当性を検証していくことを望む。</p>	<p>令和元年度から、他道府県の状態も含め広く情報収集を行い、支払いの妥当性について検証していくこととした。</p>	<p>(2) 動向データの活用 (意見) 委託先から業務完了報告書として、ユーザー動向、利用分析が提出されている。この資料が事業立案に効果的に活用できる仕法を検討することが望まれる。</p>	<p>平成30年度は、データ分析結果をもとに、ホームページのコンテンツ作成と効果検証を行った。また、交通事業者等に分析データを情報共有するなど、広く有効活用してもらうようにしている。</p>
<p>18 富士の国やまなし観光ネット情報発信事業費 (1) 保守範囲の明確化 (意見) 現在の仕様書では受託業者の保守すべき範囲が不明確である。観光ネット内において機構が費用を負担し、内容に責任を持つ範囲を、仕様書上で明確にすることを望む。</p>	<p>令和元年度から、受託業者の保守すべき範囲、及び県、機構の責任範囲について、仕様書に明記することとした。</p>	<p>20 ヌオーキングアプリを活用した県内周遊観光促進事業費 (1) 事業創設の経緯の検証可能性の確保 (意見) 一般的に新規事業を創設する場合はもちろん、特に単独随意契約を行うことが想定される場合は、事業創設の経緯を明確に記録化することとし、検証可能性を確保できるよう取り組むことを望む。</p>	<p>本事業は、平成30年度末をもって廃止している。今後、同様の事業を実施する際の参考としていく。</p>
<p>(2) メールマガジンのさらなる活用 (意見) 新規登録者を獲得するため、さらにインセンティブを設け、周知活動を行うことや逆に更新頻度を減らして1回あたりの情報量を増加させるなど、様々な方策を検討していくことを望む。</p>	<p>新規登録者の獲得方策については、令和元年度に、周知方法の見直しなどを検討することとした。また、より多くの情報量を発信するための方策も検討することとした。</p>	<p>(2) 効果測定の検証可能性の確保 (意見) 目的は、周遊観光の促進なので、アプリの利用者に対する観光PRにとどまらず、具体的な誘客効果に繋げること及び効果を確認できるアプリの仕組みを委託事業の仕様に盛り込むことを望む。</p>	<p>平成30年度から、PRに伴う誘客効果について検証できるよう、県で仕組みを構築し、事業の効果検証を行っている。</p>
<p>19 外国人誘客促進アプリシステム運用管理事業費 (1) 委託料の分割金額の明記 (指摘事項) 長期継続契約の場合、年度毎の請求の根拠を確かなものとし、かつ、その金額の予測可能性を確保するため、年度毎の支払額 (又はその算定方法) を</p>	<p>令和元年度から、年度毎の支払額を契約書に明記することとした。</p>	<p>21 南アルプス山岳交通適正化協議会負担金 (1) 監事監査未実施の決算案の承認 (指摘事項) 監事による会計監査が行われる前に総会が開催され決算案が承認されている。監事監査が行われた後の決算案を</p>	<p>令和元年度に、会計監査に係る規定の整備などについて関係団体と協議し、総会前に会計監査が行われるよう対策を講</p>

<p>総会に諮り、決算案の承認を受けるべきである。</p> <p>(2) ゲート管理費(外注費)の変動に 応じた負担金の見直し(意見)</p> <p>事業費の大部分を占めるゲート管理費は、毎年国が示す労務費単価(人件費単価)の変更により、予定価格が異なっている。よって、県が負担する任意負担金も見直されることを望む。</p>	<p>じることとする。</p> <p>協議会は、最低限の事業費を県及び他団体の定額負担金で確保しており、ゲート管理費等の経費に増減があっても繰越金等で対応可能だが、大幅な労務単価の増減等に対処困難な場合は、意見を基に負担金を見直すこととする。</p>
<p>22 富士川観光センター運営費</p> <p>(1) 専用口座の設置(指摘事項)</p> <p>指定管理者は管理事業に係る専用口座を設け金銭を管理すべきであり、県は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。</p> <p>(2) 適切な事務処理に基づく事業報告書の作成(指摘事項)</p> <p>事業報告書の収支決算額は、元帳を基に作成するべきであり、報告書作成者が、経理担当者から十分な実績資料の提供を受けず、報告書を作成したことは、言語道断である。 また県は、報告書のチェックを徹底するべきである。</p>	<p>平成30年度から、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、管理業務に係る金銭については専用の口座で管理するよう指導し、改善を確認している。</p> <p>平成30年度に、指定管理者に対して、適正な管理業務を行うよう徹底した指導を行い、県においても指定管理者から提出された報告書等のチェックをなご一層徹底して行うこととしている。</p>
<p>(3) 報告書の期限内の提出(指摘事項)</p> <p>およそ半数の月で定期報告書提出日が提出期限を過ぎているため、協定書違反となる。指定管理者が定期報告書を期限までに提出するよう、県は、指定管理者に対する指導を徹底すべきである。</p>	<p>平成30年度に、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、定期報告書を期限までに提出するよう、指導を徹底し、以降は期限内に提出が行われている。</p>
<p>23 ナアルプス山岳安全推進事業費補助金</p> <p>(1) 実績報告書の提出期限内の提出(指摘事項)</p> <p>県は実績報告書が提出期限内に提出されるように、交付先に対して指導を行うべきである。</p> <p>(2) 実績報告書の適切な検収(指摘事項)</p> <p>実績報告書添付の事業実績書と収支精算書の業務赴任者総人数が異なっている。業務赴任者総人数に基づいて報償費が計算されているため、県は最大限の注意を持って検収にあたるべきである。</p>	<p>令和元年度から、提出期限内に実績報告書を提出するよう交付先への指導を徹底することとした。</p> <p>令和元年度から、実績報告書の検収については、複数人でチェックを行うなど体制をより強化することとした。</p>
<p>24 オンラインブック・オンラインブックおもてなし力向上事業費</p> <p>一個人又は一会社に限定されない場合の、相見積もりの徴取(意見)</p> <p>オンラインブック選手の講師派遣会社等は、一般社団法人オンラインブックス協会以外にも存在する。取引相手が特定の1者に限定されない限りは、相見積もりを取り比較検討することを望む。</p>	<p>令和元年度から、契約の相手方を選定する際には、疑義が生じないよう、事業内容・目的等から相手が特定される場合は、その理由をより明確にすることとした。</p>
<p>25 峡東地域クイソリゾート構想推進事業費補助金</p> <p>(1) 事業完了日の明確化(意見)</p> <p>アンケート回収日、研修を実施した日のどちらも事業完了日と考えることができる。要綱違反の疑義が生じているため、要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。</p>	<p>補助対象事業が多種多様であり、補助金交付要綱への規定は困難であるので、令和元年度から、事業完了日を明確にする方法について検討することとする。</p>

<p>(2) 会費・負担金の根拠の明確化 (意見)</p> <p>協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。県は協議会の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。</p> <p>(3) 事務処理の適正化 (意見)</p> <p>協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。</p> <p>26 岐阜地域ワインリゾート構想推進モデル事業費補助金</p> <p>(1) 事業完了日の明確化 (意見)</p> <p>委託業者からの実績完了報告書提出日を事業完了日としているが、モニターツアーの実施日を完了日と考えることもできる。要綱に事業完了の日について明記されていないため要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。</p> <p>(2) 会費・負担金の根拠の明確化 (意見)</p> <p>協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。県は協議会の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。</p>	<p>会費・負担金の徴収やその用途等は、総会で取り決めているため、総会での決議事項については議事録に明確に記載するなど、令和元年度から、疑義が生じないような方法の実施について働きかけることとする。</p> <p>協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることは困難であるが、令和元年度から随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。</p> <p>補助対象事業が多様多様であり、補助金交付要綱への規定は困難であるので、令和元年度から、事業完了日を明確にする方法について検討することとする。</p>
<p>(3) 事務処理の適正化 (意見)</p> <p>協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。</p> <p>27 岐阜歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金</p> <p>(1) 会費・負担金の根拠の明確化 (意見)</p> <p>富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。県は会議の構成員として内部から組織の適正を確保することが望ましい。</p> <p>(2) 事務処理の適正化 (意見)</p> <p>会議の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはないため、県の事務処理に準じて随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。</p> <p>28 安全登山推進事業費</p> <p>(1) 県と機構との権利義務の譲渡等に関する文章の作成 (指摘事項)</p> <p>県は、外部組織である機構が発行した山梨百名山手帳を元に、登山安全条例啓発冊子を作成しているが、山梨百名山手帳の使用について機構の承諾を証する書類等は残されていない。</p>	<p>協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることは困難であるが、令和元年度から、随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。</p> <p>会費・負担金の徴収やその用途等は、総会で取り決めているため、総会での決議事項については議事録に明確に記載するなど、令和元年度から、疑義が生じないような方法の実施について働きかけることとする。</p> <p>協議会には、民間団体も含まれるため、全ての会計事務を地方公共団体に準じることは困難であるが、令和元年度から、随意契約理由書の作成等について働きかけることとする。</p> <p>令和元年度から、「山梨百名山手帳」の印刷原版を使用する際は、使用許諾権者の承諾について、それを明記する書類等を保存することとした。</p>

<p>(2) 随意契約の解除の見直し (指摘事項)</p> <p>随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号において列挙されている。県は、第5号の「緊急の必要」の解釈を誤っており、本来随意契約により契約することはできない。</p> <p>(3) 見積合せの内容の検証 (意見)</p> <p>財規第137条第3項に基づいて見積合せが行われる場合、県は提出された見積書を受け取り、金額判定するのみではなく、その見積書の内容も検証するように努めてもらいたい。</p> <p>29 安全登山対策検討事業費</p> <p>(1) 設置要綱に委員の代理出席に関する条項の明文化 (指摘事項)</p> <p>設置要綱では委嘱される者(委員)を団体ではなく、個人としている。委員が欠席した場合に、委員の所属団体からの代理出席を認めるのであれば、代理出席に関する条項を定めるべきである。</p> <p>(2) 報酬単価の設定の見直し (指摘事項)</p> <p>委員の報酬単価が一律9,800円となっているにもかかわらず、弁護士のみ30,000円としている。弁護士も「委員」であり、他の委員と単価が異なることについて合理性を欠いている。</p> <p>30 富士の国やまなし山岳観光地美化活</p>	<p>随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定の適用について、より適正に判断することとする。</p> <p>見積書の内容まで見積合わせの際に検証することは困難だが、複数にわたり同一業者に見積を依頼しないなど見積依頼先の選定に注意し、見積合わせに疑義が生じないようにすることとした。</p> <p>指摘のあった委員会はすでに終了(廃止)している。今後、同様な委員会を設置し、また、代理出席を認めるような場合はその旨を規定する条項を加えた設置要綱にすることとする。</p> <p>指摘のあった委員会はすでに終了(廃止)している。今後、同様な委員会における報酬については合理的な単価とすることとする。</p>
<p>動事業費補助金 実績報告書に添付された収支精算書の記載内容の確認と指導 (指摘事項)</p> <p>補助先から提出された収支精算書は補助金対象経費の確認が行なえる様式になっていない。よって、補助金対象経費の確認が行えるような記載を指導するとともに、収支精算書の再提出を求めるべきである。</p> <p>31 富士の国やまなし観光振興施設整備補助金</p> <p>(1) 事後検証報告書の提出期限内の提出 (指摘事項)</p> <p>補助対象事業者から事後検証報告書が提出期限内に提出されていない。県は事業者に補助金交付要綱の説明を行い、補助対象事業者が自主的に事後検証報告書を提出するように周知を図るべきである。</p> <p>(2) 事後検証報告書の提出を怠った補助対象事業者に対するペナルティの検討 (意見)</p> <p>事後検証報告書は、県が補助金の効果測定を行うために非常に重要な書類である。報告書を提出期限内に提出していない補助対象事業者に対しては、ペナルティを課すことを検討することを望む。</p> <p>(3) 補正率の検討 (意見)</p> <p>重点化事業とそれ以外の事業の補正率により差を設けることにより、さらなる補助金の有効活用が行われることを望む。</p>	<p>平成30年度から、収支予算書及び収支精算書については、指摘のとおり補助金対象経費がわかる様式に修正するよう指導している。</p> <p>令和元年度から、事後検証報告書を提出期限内に提出するよう、補助対象事業者に対し、毎年通知を出して周知徹底することとした。</p> <p>令和元年度に、ペナルティを課すことも含め事後検証報告書の提出を担保する手法について、検討することとした。</p> <p>令和元年度に、補助金がより有効活用されるような配分を検討することとした。</p>

<p>32 観光施設維持補修費</p> <p>(1) 観光施設維持補修の4つの地域分けに基づく予算の配分の見直し(意見)</p> <p>予算の配分が、維持補修が必要となる施設の優先順位とは関係がないため、維持補修が必要と思われる施設に優先的に予算が充当されるように努めることが望ましい。</p> <p>(2) 指名競争入札を辞退した指名業者に対するヒアリングの実施(意見)</p> <p>秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修については、新規の指名業者が毎年辞退しているため、辞退理由等についてヒアリングを行うことにより、今後の業者指名に役立てられることを望む。</p>	<p>令和元年度に、優先順位を考慮した配分方法を検討することとした。</p> <p>令和元年度から、発注ごとに辞退した業者が多い場合には、ヒアリングの実施を検討することとした。</p>	<p>タイムリーな実績報告(意見)</p> <p>間接補助事業者が行う決算報告は、事業完了から半年以上かかっているため、タイムリーな報告とは考えられない。機構(補助事業者)は、間接補助事業者を管理監督すべきであり、県も、機構を管理監督し、補助金が適正に使われたかチェックしていくことを望む。</p> <p>36 富士スバルライン適正利用者普及啓発事業費</p> <p>必要性が明確に説明できる場合に限定した随意契約(意見)</p> <p>業者選定は、一般競争入札が原則であり非効率な随意契約の理由とするような契約担当者の態度は排除するべきであると考える。随意契約は、非効率性のみを理由とせず、明確な理由がある場合に限定することを望む。</p> <p>37 経常経費(観光資源課)</p> <p>特定の事業に対する経費の支出(意見)</p> <p>チラシ作成費用や外国旅行の旅費は特定の事業に対する経費であり、経常経費からの支出は望ましくない。支出の内容を精査し、事業費は経常経費外で要求することが望ましい。</p> <p>38 山梨県忠清北道姉妹締結25周年交流事業費</p> <p>(1) 事前調整の実施及び経緯等の記録の作成(意見)</p> <p>記念行事の規模について、訪問団の人員の違い(山梨県訪問団は5名、忠清北道訪問団15名)により双方の負担額が異なるので、事前に当事者間で調整が必要と思われる。特別な理由が</p> <p>間接補助事業者からの決算報告は、年1回の総会后、速やかに提出されていたが、令和元年度から、総会を待たない事業完了後の速やかな提出について指導することとする。</p> <p>契約の相手方を選定する際には、疑義が生じないよう、事業内容・目的等から相手が特定される場合は、その理由をより明確にすることとした。</p> <p>支出の内容を精査し、必要な予算は経常経費ではなく事業費として要求することとした。</p> <p>事前調整等を行っていることから、訪問団の人員や負担額の違い等に特別な理由がある場合は、その事由を記録に残すこととした。</p>
<p>33 観光施設維持管理費</p> <p>統一した自然歩道の維持管理(意見)</p> <p>統一した維持管理が、利用者の安全確保に繋がると考えられるため、果が仕様書等を作成して、各市町村に周知することが望ましいと考える。</p>	<p>統一した維持管理が行われるよう管理委託要領を定めているにもかかわらず、各市町村によって内容に違いがある状況であるため、令和元年度から、要領の周知徹底を図ることとした。</p>	
<p>34 富士北麓駐車場運営費</p> <p>再委託先の許認可証の確認(指摘事項)</p> <p>許認可が必要な業務を再委託する場合には、許認可証等の確認により、再委託先が適正であるかどうかの判断は県が行い、今回の警備業は認定期間が5年であるため、更新状況も確認すべきである。</p>	<p>令和元年度から、再委託に関しては、許認可証を確認するなど委託先が適正であるかを確認していくこととした。</p>	
<p>35 信玄公祭り開催費</p>		

<p>ある場合は、その事由も記載に残す必要がある。</p> <p>(2) 効果測定の実施 (意見)</p> <p>韓国旅行会社を対象にフアムトリップを行っているが、結果としての検証が行われていない。事業を行った結果どのような効果があり、また、どの様に今後に結び付けるかを検証する必要がある。</p>	<p>令和元年度から、フアムトリップ参加者にアンケートを行い事業の検証を行うこととした。</p>
<p>39 外国青年招致事業費</p> <p>支払根拠となる規則の改訂 (指摘事項)</p> <p>地方公共団体はその事業について、自らが定めた根拠なくして支出をすることはできないことから、招致外国青年任用規則を改正し、バス代・電車賃等の支払いについて規定すべきである。</p>	<p>空港から山梨県までの車賃等も旅費として認められるよう、平成30年度に任用規則を改正した。</p>
<p>40 海外来県者対応経費</p> <p>レセプションなどの対応基準の整備 (意見)</p> <p>海外からの要人等で臨時的に対応する費用だが、各来県者の対応方法に基準がない。年度末に予算執行上苦慮することになりかねないこと、今後、海外からの来県者の増加が見込まれることから、来県者への対応基準の整備が必要である。</p>	<p>来県者数や滞在日数等により費用が異なることから、一律の対応基準の整備は困難であるが、令和元年度に、過去の実績を整理し、公平な対応に資する手法について検討を行うこととする。</p>
<p>41 国際交流センター指定管理経費</p> <p>(1) 専用口座を設けた管理 (指摘事項)</p> <p>指定管理者は管理業務に係る専用口座を設けお金を管理すべきであり、県は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。</p>	<p>平成30年度に、指定管理者に対して、基本協定書の規定のとおり、管理業務に係る金銭については専用の口座で管理するよう指導し、改善を確認した。</p>
<p>(2) 利用料金制等の導入の検討 (意見)</p> <p>会議室の利用率が高いとは言えないため、将来的には当該施設の指定管理における利用料金制等の導入を踏まえた検討が必要と思われる。</p> <p>42 国際交流センター施設修繕費</p> <p>(1) 防犯カメラの設置と警備体制の見直し (意見)</p> <p>カメラ設置で、威嚇効果が見込めるが、警備レベルが高いとはいえず、抜本的な解決とまではなっていない。今後とも警備レベルの向上に努める必要がある。</p>	<p>平成29年度から施設の集約等、施設のあり方の検討が行われていることから、この検討状況を踏まえた上で、利用料金制の導入の可否について検討することとした。</p> <p>他の公共施設の警備体制の整備状況も参考にしながら、警備レベルの向上に努めていくこととする。</p>
<p>(2) 防犯カメラ運用規程の改訂 (意見)</p> <p>指定管理者は公募で選ばれるので、防犯カメラ運用規程内に一団体の名称をあらかじめ指定していることは好ましくなくない。公募が形骸化しているとの疑いを招く可能性があるため、単に「指定管理者の長」とすることが望ましい。</p> <p>43 海外技術研修員受入事業経費</p> <p>生活指導等の委託業務費の見直し (指摘事項)</p> <p>協会職員1名の人件費委託料としており、業務内容と積算が一致していない。委託業務に係る人件費なら、業務日誌等から委託業務に係る時間を積算して精算すべきである。また、県も委託業務の実施状況について報告を受け、必要に応じて随時調査をする必要がある。</p>	<p>平成30年度に、意見のとおり規定を改訂した。</p> <p>令和元年度から、委託料は、生活指導等の業務に要する日数や時間を基に積算することとした。</p> <p>また、委託業務の実施状況については、適宜委託先からの実施状況の報告及び委託先への調査を行うこととする。</p>

<p>44 やまなし多文化共生推進協議会開催経費 出席委員の自筆による出席者名簿の作成（意見）</p> <p>協議会開催時の委員名簿に欠記録はあるものの、出席者自筆の出席名簿の作成は行われていない。出席人員の確認及び報償費・旅費の支給の根拠のためにも、出席委員の自筆による出席者名簿を作成・保管することが望ましい。</p> <p>45 通訳ガイド提供体制整備事業費 プロポーザル方式の採用基準制定（意見）</p> <p>プロポーザル方式の採用においては、現行運用における理由書添付の明確な根拠規定を作成し、また、将来的には統一的な基準やガイドラインの策定につなげていくことが望ましいと考える。</p> <p>46 オリジナル・パンフレット作成 でなし力向上事業費 （1）仕様変更に基づき再契約等の適切な手続（指摘事項）</p> <p>契約後、委託内容に大幅な変更がある。よって、変更手続きにより「インバンド」おもとでなし研修業務委託」再契約等を行うべきであった。</p> <p>（2）単独随意契約における経済性の担保（指摘事項）</p> <p>県の積算額と受託業者の見積額の算定の仕方及び収支決算書で内容が大幅に異なり、単独随意契約であることからも経済性の担保が損なわれている。支払いにおいては収支決算書の検証はもろろであるが、経済性を担保する</p>	<p>平成30年度から、出席委員の自筆による出席者名簿を作成し、保管することとした。</p> <p>プロポーザル方式の採用に当たって公平性や客観性が求められることから、採用基準や標準手続（理由書の添付を含む。）等を規定したガイドラインを、令和元年度中に策定することとした。</p> <p>今後、契約内容に大幅な変更が生じた場合は、変更手続きを行うこととする。</p> <p>令和元年度以降に実施する事業においては、経済性が担保されるよう契約書の内容の見直しについて検討することとした。</p>
<p>上でも委託契約書の見直しが必要である。</p> <p>47 関東観光広域連携キャンペーン事業費 「ツーリズムEXPOジャパン」の出席負担額の明確化（意見）</p> <p>山梨ブースの運営自体は、機種の費用で行っており、県は2小間のブース費用とブース設置費を負担しているが、この支出方法では自分の負担なのか把握できない。県の自分の負担がどうかを検証することを望む。</p> <p>48 外国語観光ガイドブック作成費 （1）決算額の配分根拠の明確化（意見）</p> <p>2つの事業に跨って予算編成されているが、事業の決算額の配分について根拠が示されていない。各事業の予算編成から決算額に至る種算根拠を明確にすべきと考える。</p> <p>（2）コスト削減の検討（意見）</p> <p>紙媒体でのパンフレット作製の必要性は認めるものの、利用方法及び配布先等により協賛企業の広告等の掲載料による収入により印刷コストを抑えるなどの、コスト削減の検討の必要がある。</p> <p>49 国際観光トツアーズ事業費 （1）印紙の消印の徹底（指摘事項）</p> <p>今回の請書は、印紙がチェックマークにより消印されておりこれは印紙税法違反となる。相手方所在地が遠方でも再度消印を求めることが困難であれば</p>	<p>令和元年度に、事業全体を把握し、県の自分の負担がどうかについて検証することとした。</p> <p>令和元年度に実施する事業においては、決算額の配分にかかる根拠を明確にすることとした。</p> <p>令和元年度に、印刷コストの削減方法を検討することとした。</p> <p>当該収入印紙については指摘を受け、県の担当者印で消印を行った。今後実施する事業においては、契約当事者どちらかの印章又は署名での消印を徹底すること</p>

その他

● 山梨県道路公社公告第五号

山梨県道路公社が管理する有料道路の料金の額について変更を行うので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年九月十二日

山梨県道路公社理事長 丹 澤 彦 一

一 料金（通行一台一回につき）

1 富士山有料道路

料金の額	車種		普通車	中型車	大型車	特大
	全線	一部線				
	一、〇五〇円	一、七三〇円	二、三九〇円	四、〇		
	三三〇円	三七〇円	四七〇円	七		

車種		軽自動車等	軽車両等
二〇円	八四〇円	一〇〇円	
八〇円	一一〇円	三〇円	

2 雁坂トンネル有料道路

料金の額	車種		中型車	特大型車	軽自動車
	普通車	軽車両等			
七四〇円	九〇〇円	一、一二〇円	二、〇八〇円	五九〇	
					七〇円

ば、県の印章をもって消印すべきであった。

(2) 検査検収日の間違い（指摘事項）
事業実績報告書の提出を以て役務提供が完了したといえるのであるから、検査検収日は事業実績報告書の受領日とすべきである。

50 フォリピン・インバウンド観光推進事業費

事業の振り返り評価の実施（意見）
平成27年度から3年度の事業で終期を迎え、一応の区切りとしているが、後の参考とするためにも、事業の結果だけに留まらず事業の振り返り評価を行うことを望む。

とした。

令和元年度以降に実施する事業においては、検査検収日を事業実績報告書の受領日とすることとした。

令和元年度中に、3年度の事業の振り返り評価を行うこととする。

二 実施年月日 令和元年十月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番